

令和6年度 第2回
全国健康保険協会岐阜支部評議会

(参考資料)
協会けんぽの令和5年度決算を
足元とした収支見通し

1. 2023年度の協会けんぽの決算について
 (2024年7月5日公表 7月25日第130回運営委員会資料1－1より抜粋)

協会けんぽの2023年度の収支【医療分】

(億円)

収 入	保険料収入	102,998
	国庫補助等	12,874
	その他	233
	計	116,104
支 出	保険給付費	71,512
	前期高齢者納付金	15,321
	後期高齢者支援金	21,903
	退職者給付拠出金	0
	その他	2,705
	計	111,442
単年度収支差		4,662
準備金残高		52,076
保険料率		10.0%

(注) 協会会計と国の特別会計との合算ベースである。

2. 収支見通しの前提

- (1) 2024（令和6）年度及び2025（令和7）年度の見込みについては、直近の協会けんぽの実績を踏まえ、2024年度に実施予定の被用者保険の適用拡大の影響^{注1)}等を含め、国における2025年度予算の概算要求で用いられた協会けんぽに係る見込みの計数と整合性がとれるよう設定^{注2)}した。

注1) 短時間労働者が適用の対象となる事業所について、2024年10月に「100人超規模」から「50人超規模」に拡大されることとなっている。

注2) 賃金上昇率：2024年度1.5%、2025年度1.0%

加入者一人当たり医療給付費の伸び率：2024年度1.1%、2025年度1.4%

被保険者数の伸び率：2024年度1.3%、2025年度0.4%

- (2) 2026（令和8）年度以降については、協会けんぽにおける実績、近年の経済動向及びこれまでの運営委員会における議論を踏まえ、
- 賃金の伸び率については、協会けんぽにおける過去の標準報酬月額の伸び率実績をベースに幅を持たせて設定するとともに、近年の物価上昇局面の中で、賃上げが持続するという構造変化が生じている可能性を勘案した高い伸び率を設定した。
 - 医療費の伸び率については、協会けんぽにおける過去の実績をベースとした上で、「賃金の伸び率が高く（低く）なれば医療費の伸び率も上振れ（下振れ）する可能性が高い」という所得弾力性の考え方を踏まえ、医療費の幅を勘案した複数の伸び率を設定した。

2. 収支見通しの前提 （続き）

(3) 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）^{注)}による影響を試算に織り込んだ。

注) 主な改正の概要

- ・ 出産育児一時金支援金について、支給費用の一部を後期高齢者も支援する仕組みとする。
- ・ 後期高齢者の医療給付費を公平に支えあうため、後期高齢者負担率を見直す。
- ・ 前期高齢者の財政調整において、被用者保険において1/3総報酬割を導入する。

以上の前提に基づき、機械的に試算した。

3. 2026年度以降の伸び率の前提

(1) 総報酬額及び保険給付費の伸び率

① 協会けんぽにおける実績を踏まえた試算の前提

2026年度以降の賃金上昇率については、実績に基づき以下の3通りをおく。医療給付費の伸び率については、今後10年にわたる試算の前提として適切な伸び率とする観点から、過去2回分の診療報酬改定の影響を含む直近2020～2023年度までの4年間の一人当たり医療費の伸び率の平均（実績）を使用する。

表1. 賃金上昇率・一人当たり医療給付費の伸び率の前提①（2026年度以降）

	賃金上昇率	一人当たり医療給付費の伸び率	
		75歳未満	75歳以上
ケースⅠ	1.6% ¹⁾	3.2%	0.3%
ケースⅡ	0.8% ²⁾	3.2%	0.3%
ケースⅢ	0.0%	3.2%	0.3%

注1) ケースⅡの0.8%が中間となるように1.6%と設定。

注2) 平均標準報酬月額増減率の2014（平成26）年度～2023（令和5）年度の10年平均（2016年4月の標準報酬月額増改定及び2022年10月の適用拡大の影響を除く）。

なお、75歳以上の一人当たり医療費の伸び率の平均（実績）は後期高齢者支援金の試算において使用する。

(参考) 平均標準報酬月額推移

年度	平均標準 報酬月額	対前年度	制度改正影響 を除いたもの
2014	278,143円	0.7%	0.7%
2015	280,521円	0.9%	0.9%
2016	283,550円	1.1%	0.6% ³⁾
2017	285,315円	0.6%	0.6%
2018	288,770円	1.2%	1.2%
2019	290,748円	0.7%	0.7%
2020	290,305円	▲0.2%	▲0.2%
2021	292,677円	0.8%	0.8%
2022	298,627円	2.0%	1.6% ⁴⁾
2023	304,484円	2.0%	1.5% ⁴⁾

直近10年平均
0.8%
(上限改定・適用拡大の影響除く)

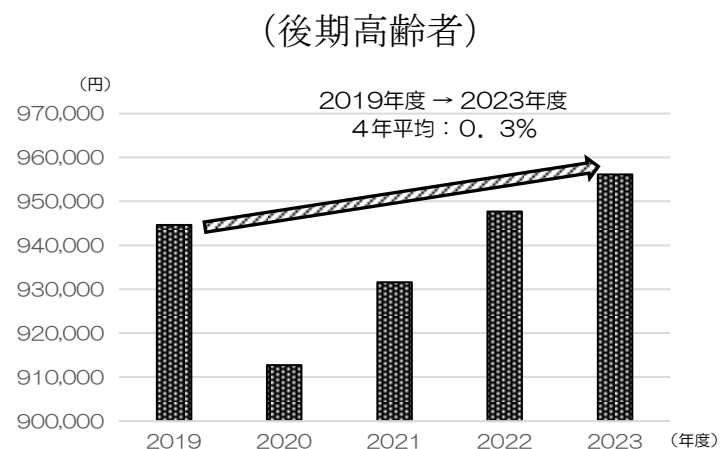
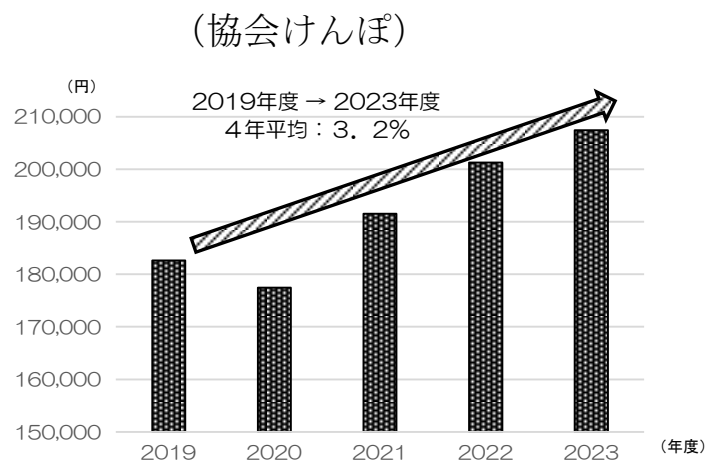
直近3年平均
1.3%
(適用拡大の影響除く)

注3) 2016年度の「制度改正影響を除いたもの」は、標準報酬月額の上限改定の影響を除いた場合のもの。

注4) 2022年度、2023年度の「制度改正影響を除いたもの」は、2022年10月の適用拡大の影響を除いた場合のもの。

(参考) 2020～2023年度の1人当たり医療費の伸び率(協会けんぽ、後期高齢者)

年度	2020	2021	2022	2023	2019年度に対する 2023年度の伸び (1年あたり平均)
協会けんぽ	▲2.8%	7.9%	5.1%	3.0%	3.2%
後期高齢者	▲3.4%	2.1%	1.7%	0.9%	0.3%



3. 2026年度以降の伸び率の前提

(1) 総報酬額及び保険給付費の伸び率（続き）

② 賃金の伸び率における構造変化を踏まえた試算の前提

直近3年の高い賃金上昇率を踏まえて、実績伸び率の10年平均の2倍を前提としたケースⅠよりも高い賃金上昇率が継続する場合として、直近10年の伸び率実績平均（0.8％）と直近3年の実績平均（1.3％）の差の+0.5％を「構造変化相当分」としてケースⅠの伸び率に加えた2.1％を設定する。

※ 実績を基準としたケースⅡに「構造変化相当分」を上乗せしたケース（1.3％）は基本ケースの範囲内であることから、改めて設定はしない。

医療給付費の伸び率については、「賃金の伸び率が高くなれば医療費の伸び率も上振れする可能性が高い」という所得弾力性の考え方を踏まえて、前記①「協会けんぽにおける実績を踏まえた試算の前提」で設定した「賃金上昇率」と「75歳未満の1人当たり医療給付費の伸び率」の差と同程度となるように3ケース設定する。加えて、賃金上昇率のみが高くなるケースも設定する。（9ページ参照）

表2. 賃金上昇率・一人当たり医療給付費の伸び率の前提②（2026年度以降）

	賃金上昇率	一人当たり医療給付費の伸び率（75歳未満）
ケースA	2.1％	3.2％
ケースB	2.1％	3.7％
ケースC	2.1％	4.5％
ケースD	2.1％	5.3％

(参考) 賃金の伸び率における構造変化を踏まえた試算の前提における伸び率の組合せ

表 3. 協会けんぽにおける実績を踏まえた試算の前提における伸び率の組合せ

	賃金上昇率 (a)	加入者一人当 たり医療給付 費の伸び率 (75歳未満) (b)	賃金上昇率 との差 (c)=b-a
-	-	-	-
ケースⅠ	1.6%	3.2%	1.6%
ケースⅡ	0.8%		2.4%
ケースⅢ	0.0%		3.2%

表 4. 賃金の伸び率における構造変化を踏まえた試算の前提における伸び率の組合せ

	賃金上昇率 との差 (c)	賃金上昇率 (d)	加入者一人当 たり医療給付 費の伸び率 (75歳未満) (e)=c+d
ケース A	-	2.1%	3.2%
ケース B	1.6%		3.7%
ケース C	2.4%		4.5%
ケース D	3.2%		5.3%

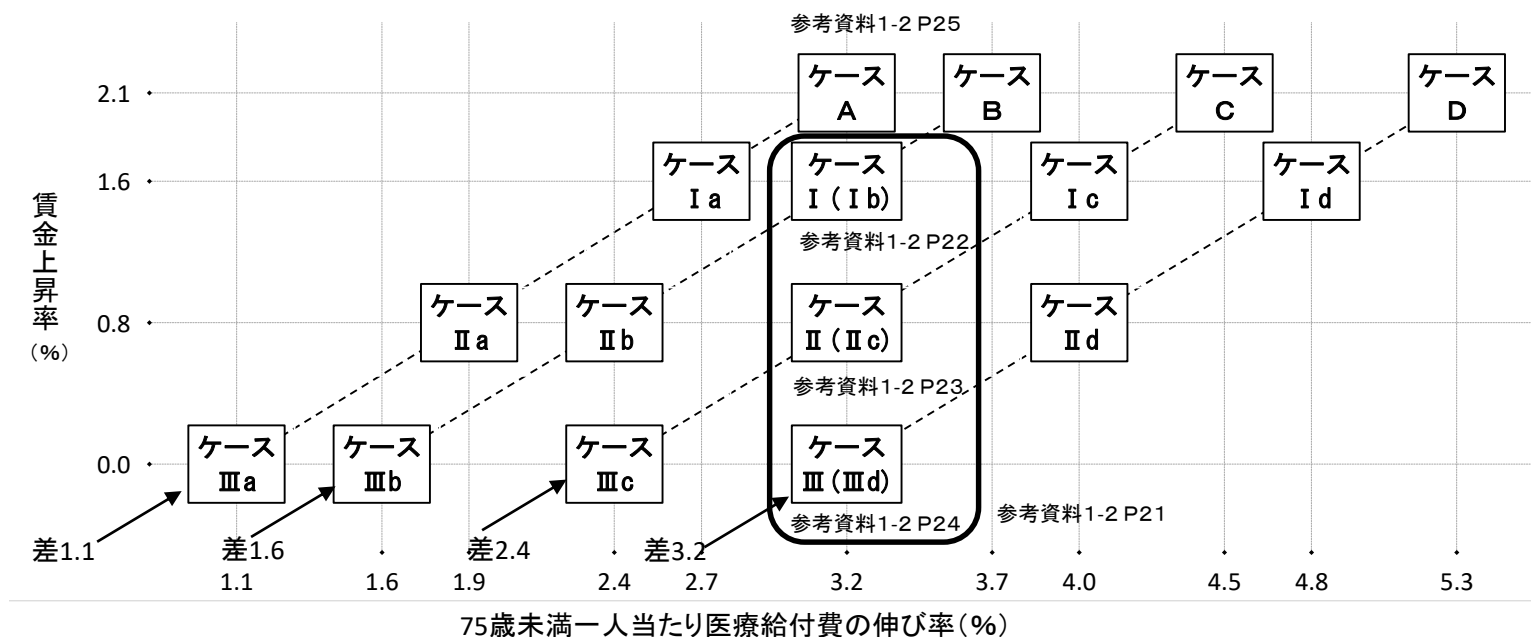
3. 2026年度以降の伸び率の前提

(1) 総報酬額及び保険給付費の伸び率（続き）

③ 前記①の賃金上昇率に前記②の医療費の幅を勘案した試算の前提

更に幅広い機械的な前提として、前記①「協会けんぽにおける実績を踏まえた試算の前提」における賃金上昇率のケースについても、賃金上昇率と75歳未満の1人当たり医療給付費の伸び率の差を前記②「賃金の伸び率における構造変化を踏まえた試算の前提」と同程度とした複数の伸び率のケースを設定した。

表5. 賃金上昇率・一人当たり医療給付費の伸び率の前提③（2026年度以降）



3. 2026年度以降の伸び率の前提

(2) 被保険者数等の伸び率

近年における合計特殊出生率の実績が「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）の出生中位に近いことを踏まえて以下の前提により試算する。

2026年度以降の被保険者数等については、将来推計人口の出生中位（死亡中位）を基礎として、年齢階級毎の人口に占める協会けんぽ被保険者数等の割合を一定とする。

(参考) 合計特殊出生率

	実績	
	2022年	2023年
合計特殊出生率	1.26	1.20

将来推計人口の仮定値（2023年）注)		
出生高位	出生中位	出生低位
1.3721	1.2251	1.0891

注) 将来推計人口の仮定値表における2023年の合計特殊出生率。長期の合計特殊出生率はそれぞれ出生高位1.64、出生中位1.36、出生低位1.13となっている。

現金給付は、給付の性格に応じ、被保険者数及び総報酬額の見通しを使用する。

3. 2026年度以降の伸び率の前提

(参考) 被保険者数及び総報酬額の試算結果

各ケースに共通する被保険者数及び総報酬額の試算結果は以下の通り。

		2024年度 (令和6年度)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
被保険者数(千人)		25,500	25,600	25,400	25,200	25,100	24,900
総報酬額 (億円)	賃金上昇率2.1%	1,060,300	1,074,700	1,089,900	1,105,300	1,121,000	1,136,800
	賃金上昇率1.6%	1,060,300	1,074,700	1,084,500	1,094,500	1,104,600	1,114,700
	賃金上昇率0.8%	1,060,300	1,074,700	1,076,000	1,077,300	1,078,700	1,080,000
	賃金上昇率0.0%	1,060,300	1,074,700	1,067,500	1,060,300	1,053,200	1,046,100